

非営利公益活動広報補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）において交付する、非営利公益活動広報補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、非営利公益活動団体が自ら行う広報活動への支援を行うとともに、県民の非営利公益活動の理解や活動への参加を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 センターは、前条の目的の達成に資するため、非営利公益活動の広報など県民へ非営利公益活動を広く周知し又は当該活動への参加を促す事業（ただし、単独のイベント周知に係るものを除く。以下「補助事業」という。）を行う別表の第1欄に掲げる団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に係る収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てた額とし、112千円を限度とする。）以下とする。

3 なお、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別に定める日までに行わなければならない。

2 本補助金の交付申請をする者は、様式第1号による交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(1) 対象事業に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 対象事業に係る収支予算書（様式第3号）

(交付決定の時期等)

第5条 センターは、交付申請を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の規定による交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

3 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要する変更)

第6条 補助事業者は次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助事業の目的、内容、効果に変更をもたらす変更

2 前項の規定は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 変更等の承認を受けようとする補助事業者は、様式第5号による変更承認

申請書を、センターに提出しなければならない。

- 4 変更等の承認は、変更承認申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、様式第6号による報告書を、次に掲げる日のうちいずれか早い日までにセンターに提出しなければならない。

(1) 補助事業がすべて完了または補助事業を中止もしくは廃止した場合にあっては、補助事業の完了または中止もしくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 交付決定を受けた年度の2月末日

- 2 前項の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第7号及び様式第8号によるものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 センターは、前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 センターは、概算払により補助金の支払をするときは、あらかじめその旨を補助事業者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1 事業実施主体	2 補助対象経費
県内に事務所を有する、非営利で公益を目的とした団体（法人格の有無を問わない。）。ただし、運営費の全部又は一部に国や地方公共団体からの資金を充てている団体及び、既に鳥取県非営利公益活動啓発補助金及び本補助金（単独のイベント周知に係るものを除く。）の交付を受けている団体を除く。	補助事業を実施するために必要とセンターが認める経費。なお、委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではない。